

入札説明書等に関する再質問（第2回）に対する回答

No	質問回答 No.	質問事項	回答
1	14	<p>「サービスA2の割賦元金に係る消費税及び地方消費を、施設の引渡し年度に（サービス対価A1の支払い時に合わせて）お支払い頂けない」とのことですが、事業者側は、施設の引渡し翌年度において、貴市から未払分の当該消費税等額を含めて申告・納付する必要があることから、その納税資金を金融機関等から調達する必要が生じます（貴市からの支払いがなくても、事業者側は入金があったものとして、納税義務が生じます）。しかし、当該調達資金に対しては、長期に亘る金利変動リスクが排除できことから、事業者側に過大な金利負担が生じ、本事業に直接関係のない経費によって入札価格の抑制を妨げる（貴市財政負担を増加させる）要因となります。</p> <p>そのため、他の地方公共団体におけるPFI事業においては、サービス対価A1の支払時に、サービス対価A2に係る消費税等額も一括して支払われるケースが殆どですが、ご回答内容に誤りはございませんでしょうか。</p>	<p>サービス対価A2に係る消費税相当分については、サービス対価A1の支払の際に一括でお支払いします。事業契約書（案）別紙4-1 52頁、53頁を修正します。</p>
2	23	<p>要求水準書 P7 1章 3-(5) 敷地概要</p> <p>建設予定地は地目に雑種地が含まれます。雑種地の地目変更に伴う都市計画法上の開発許可は都市計画法29条1項3号の公益上必要な建築物として扱い、該当しないと考えてよろしいでしょうか。市開発指導課へのお問合せでは、現時点で判断出来ない。とのご回答でした。「事前協議による」という前回の入札説明書質疑回答では、判断が出来ません。</p>	<p>現時点の見解としては、所管課にてお答えさせていただいたとおりとなります。</p> <p>なお、「入札説明書等による質問（第1回）に対する回答」のNo.23の後段に追記したとおり、「本事業（学校給食センターの整備・運営・維持管理等）の業務範囲以外の行為を行う場合には、開発許可を要する可能性がある」ことに留意し、具体的な施設計画等をご検討ください。</p> <p>また、合筆についても本件施設の計画・申請に合わせて事業者で実施してください。要求水準書の修正版18頁を参照してください。</p>
3	24	<p>残置工作物リストについて、要求水準書をご修正いただきましたが、自転車保管場所の給排水設備、既存図面に記載のある消防井戸等を含め、残置工作物リストに記載のないものについてはすべて撤去されているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>消防井戸はすでに存在しませんが、給排水設備等を含め、残置工作物リストに記載のないものについてはすべて解体・撤去する想定です。なお、既存図面として誤解を与える恐れがあるため、資料6を一部修正します。</p> <p>今後予定する解体工事に係る発注図面等は入札公告が開始されたのちに公表します。（10～11月頃）</p>

No	質問回答 No.	質問事項	回答
4	24	上記3と同様に、敷地内の廃道に伴う、雨水排水側溝及び本管（有無については確認できておりません）の撤去についても残置工作物リストには記載がないため、撤去されると認識してもよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。 なお、敷地内の廃道部分につきましては、田村自転車等保管場の解体工事にあわせて解体工事を実施する予定です。
5	26, 27	敷地外の樹木及び樹木の根については、事前の伐採・伐根を予定していないとのご回答をいただきましたが、万が一敷地外の樹木及び樹木の根が敷地内にまで及んでいる場合は、その部分は敷地内として、事前の伐採、伐根に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	敷地外の樹木については、根が敷地内に及ぶ場合であっても、事前の伐採、伐根の予定はありません。
6	42	「冷凍庫・冷蔵庫の温度異常に関する警報装置は必須」とございますが、調理室等の上処理室以降の食材が常時入っていない冷凍庫・冷蔵庫や、パススルー冷凍庫・冷蔵庫等も全てでよろしいでしょうか。 それとも、保存食用冷凍庫や前日入荷の食材が入る可能性がある冷凍庫・冷蔵庫に限定可能でしょうか。	保存食用冷凍庫及び前日入荷の食材が入る冷蔵庫・冷凍庫の警報装置の設置は必須となります。他の冷蔵庫・冷凍庫については事業者提案とします。
7	56	要求水準書 P6 6 6章 3-(1)-ア 浸水対策 建設予定地は東西で高低差があることや、浸水対策として造成（盛土）が想定されますが、都市計画法29条1項3号の公益上必要な建築物として、都市計画法上の開発許可には該当しないと考えてよろしいでしょうか。市開発指導課へのお問合せでは、現時点で判断できない。とのご回答でした。「事前協議による」という前回の入札説明書質疑回答では、判断が出来ません。	No 2 を参照してください。
8	56	要求水準書 P6 6 6章 3-(1)-ア 浸水対策 質問No 2、7 の開発許可の可否は事業スケジュール（設計・建設）、建設コストに大きく影響致します。事前に開発許可の可否について条件としてお示し頂けないでしょうか。	No 2 を参照してください。

No	質問回答 No.	質問事項	回答
9	70	資料3-3 既存調理場の献立指示書（要求水準書） 果物ですが、個別包装含めて小学校3コース、中学校2コースそれぞれ1日最大1品という理解でよろしいでしょうか。 また、和え物ですが、小学校3コース、中学校2コースそれぞれ1日最大2品という理解でよろしいでしょうか。	果物の提供は、小学校3コース、中学校2コースの中で個別包装を含めると複数コースの可能性はありますが、給食センターで切裁するものは、小学校、中学校ともにそれぞれ1コースと考えています。 例えば、小学校1コースでは給食センターで切裁したオレンジを提供し、ほかの2コースは学校に直接配送の果物を提供することがあります。 また和え物については御理解のとおりです。
10	72	資料3-3 調理作業指示書（修正版） 新センターでは献立作成時に調理工程の協議をさせていただけるとのことですが、資料3-2献立組合せ例（中学校5月）の中に献立が揚げパン、牛乳、とりのレモン焼き、野菜スープ、こふきいもの日があり、1コースの中で揚げ物、焼き物、蒸し物調理がございます。この場合はもう1コースは揚げ物、焼き物、蒸し物調理を行わない調整をしているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	72	資料3-3 調理作業指示書（修正版） 新センターでは献立作成時に調理工程の協議をさせていただけるとのことですが、直接対話1回目の回答で、副菜は和え物、炒め物、煮物と回答がございます。 一方、（様式27）調理設備計画で、2日目中学校Aに副菜として「新ごぼうチップス」（揚げ物）がございます。 副菜に揚げ物、焼き物、蒸し物は想定しているのでしょうか。 あるいは、副菜に揚げ物、焼き物、蒸し物はないように献立を調整していただけるのでしょうか。	新センターでは献立作成時に調理工程の協議は行いますが、様式27のとおり副菜についても揚げ物の提供が想定されるため、要求水準書8頁を修正します。

No	質問回答 No.	質問事項	回答
12	97	サービス対価A1（一時支払金）の税抜価格の算出にあたり、事業者質問では税込のサービス対価A1を110%で割り戻し算出としておりますが、回答では消費税率分を割り戻して算定するとなっております。 サービス対価A1の算出は、税込のサービス対価A1から消費税率分を算出（小数点以下切捨て）した後に、税込のサービス対価A1から引いた額との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	98	（様式20-2①）初期調達費見積書における消費税相当額には、「各費目の消費税額の合計を記載してください。」とのことですが、同方法は「対消費者取引」に該当する場合の方法で、貴市を含む事業者間取引には適用されない方法ではないでしょうか。 その方法を適用される場合、サービス対価Bの支払においても、維持管理業務費や運営業務費の各見積書項目ごとに消費税を算出し、その合計額を請求することになります。ご回答内容に誤りはございませんでしょうか。	（様式20-2①）の内訳の金額は、事業者（SPC）と構成員等による「事業者間取引」の金額を記載することを想定しています。 消費税相当額の算定方法は、関連する規定の範囲で、事業者の提案に委ねます。
14	106	様式27調理設備計画に記述する、冷蔵室・冷凍室等の収納量については、「資料3-1：献立例」に示す献立の様式27で示している①1日目と②2日目の献立における収納量との認識でよろしいでしょうか。	収納量は、①1日目と②2日目の献立の他に「資料3-1：献立例」に記載の調味料（冷蔵品）が週に一度納品されることを含めて算定してください。
15	106	「冷蔵室・冷凍室、食品庫・調味料庫等の収納量について、可能な範囲で算定根拠を記載してください」とありますが、要求水準書P53の指定日納品の1食品もの（チーズ等冷蔵品）は特にかさばるため、最大納入時の食材量、荷姿などをご提示願います。	大きめのものと型抜きチーズがあります。1個15g、1箱40個入りで、箱の大きさが114×282×85mmが9000食とすると225箱、33.75kg分となります。プラスして調理用牛乳（1ℓ）が1コース当たり90本入ることもあります。
16	107	「平塚市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を確認しましたところ、2日分の指定献立においてアレルギー対応食として調理が必要な献立は、「2日目の小学校Cの揚げパン（パンの乳除去、代替えの豆乳パン等を使用）」のみと考えられるため、様式27に記載するアレルギー対応食の調理能力は、この揚げパンについてのみ記載すればよろしいでしょうか。	様式2日分の献立例はあくまでも参考例であり、ここでは揚げパンのみになりますが、「資料3-1：献立例」を参照し、アレルギー専用室の調理能力を想定してください。

No	質問回答 No.	質問事項	回答
17	107	<p>(様式27) 調理設備計画</p> <p>今後、アレルギー専用調理室においてアレルギー対応食が調理できるように必要な設備を整備してください。とありますが、新給食センターでは除去食調理が行えるような調理室を整備するという理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
18	107	<p>(様式27) 調理設備計画</p> <p>平塚市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルでは代替食提供は主食やデザート、ふりかけを納入業者へ依頼とありますが、これらは新センターへ納品されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また新センターへ納品される場合は、アレルギー専用調理室での作業は仕分け作業行い、主食やデザートなどの代替食調理は行わないという理解でよろしいでしょうか。</p>	前半については御理解のとおりです。後半につきましてはアレルギー専用室での主食、デザートの代替食調理は行わない予定です。
19	112	<p>回答において、「事業者が同事由により違約金債務を負担する場合、同事由・同金額の範囲で連帯債務となります。」と記載頂いておりますが、基本協定書記載の違約金を、帰責性を有する者が連帯して負担するという理解で宜しいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。

No	質問回答 No.	質問事項	回答
20	122	<p>回答において、「いずれの企業も維持管理業務、運營業務の全体についての履行保証保険を付保して頂く必要があります」と記載頂いておりますが、例えば維持管理企業が維持管理業務及び運營業務の全体についての保険を付保する必要があるという内容でしょうか。一方で、履行保証保険の保険範囲は各請負部分に限定されるため、全体に付保することはできないものと思料いたします。</p> <p>よって、複数の企業が各々で履行保証保険を付保する場合、履行保証保険の保険範囲は各請負企業の当該各請負業務となり、また保険金額は各々の履行保証保険の当該保険金額の合計額が1項（3）に定める金額以上となれば問題ないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。事業契約書（案）第19条第14項を修正します。</p>
21	129	<p>回答において、「本件事業に具体的な悪影響を与える場合に限定するものではありません。」と記載頂いておりますが、当該リスクはSPCがコントロールできないリスクであり、またSPCが抱えるリスクとしては過大であることから「本件事業に具体的な悪影響を与える場合に限定するもの。」として頂きますようご検討をお願いいたします。</p>	<p>「本件事業に具体的な悪影響を与える場合に限定するもの。」とします。事業契約書（案）第77条第6項を修正します。</p>
22	134	<p>「サービス対価A 1（一時支払金）の変更にもなって発生する金融機関への手数料等追加費用は事業者負担。」とのことですが、国からの交付金及び貴市起債額が原資となっております。サービス対価A 1（一時支払金）の変動は、事業者側でコントロールできないものになります。</p> <p>そのことから、本事業の実施方針で示されました「リスク分担表」における「入札説明書等の変更」に該当し、当該分担に従って市が負担されるべき費用となりますが、ご回答内容に誤りはございませんでしょうか。</p>	<p>サービス対価A 1（一時支払金）の変更にもなって発生する金融機関への手数料等の追加費用は、合理的な範囲で市が負担します。入札説明書15頁、事業契約書（案）別紙4-1 53頁を修正します。</p>

No	質問回答 No.	質問事項	回答
23	140	<p>サービス対価 A 2 は同別紙4-1にて元利均等払と指定されているなかで、第1回目の支払対象期間と、第2回目から最終となる第58回目の各支払対象期間が異なる（金利計算対象期間が異なる）ため、全支払対象期間を対象にした元利均等による支払い（計算）は出来ないものと考えます。</p> <p>そのため、入札金額算定方法の公平性を確保することを目的として、第1回目及び第2回目以降の支払額算定方法（元利均等方法）を、入札条件として提示して頂きますようお願いいたします。</p>	<p>元利均等払を基本としますが、第1回の支払額については事業者の提案に委ねます。但し、各回支払額（四半期分）の相当額を基準に1回目の対象期間（7ヶ月分程度）に相当する額を算定して下さい。</p>
24	142	<p>事業契約書(案)別紙4-1（54頁）の（2）サービス対価Bにおける請求金額記載欄（3行目の（[] 円）は、削除されずに「提案時点での想定金額を記載してください」とのことですが、サービス対価Bに変動費も含まれる同時に、供用業務開始後5年おきに固定料金の基準額が変更となるため、貴市への請求予定の全58回のすべてが異なる金額になると想定されます。ご回答内容に誤りはございませんでしょうか。</p>	<p>「（3行目の（[] 円）」の金額記載欄は、削除します。事業契約書（案）54頁 別紙4-1の修正版を参照してください。</p>
25	150	<p>第1回目のご回答内容からは、「新型コロナウイルス同様の感染症の流行等、事業者側でコントロールできない事象の発生による給食提供日数が減少した場合でも、市からのサービス対価B（固定料金）のすべてを対象に、事業者との協議・調整もなく機械的に減少させる」と読み取れます。</p> <p>令和2年7月7日付で、内閣府から各省庁及び地方公共団体に宛て、「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」が通知されております。第1回目のご回答内容は、当該通知及びPFI事業の契約に関するガイドラインにおける不可抗力発生時の対応と異なる方針が示されたもの受け止められますが、ご回答内容に誤りはございませんでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等については、事業契約書（案）別紙1において、通常の見込み可能な範囲外の感染症については不可抗力として定義しているとともに、事業契約書（案）第114条において、事業契約書（案）に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、市及び事業者が信義誠実の原則に従い協議のうえ定めると規定していることから、ご質問中の通知及びガイドラインと異なる対応は想定しておりません。しかしながら、固定料金のなかには、給食の提供日数によらず、定常・固定的に発生する費用もあることから、提供日数に応じてサービス対価Bの見直しを行う際には、加算又は減算の対象とする固定料金について市と事業者が協議を行い、対象とすることが合理的でない費用については、加算又は減算の対象外とします。</p>
26	150	<p>固定費に係るサービス対価Bのうち、給食提供日数にかかわらず支出が発生する維持管理費やSPC経費については本項に基づく減額の対象外であることをご確認ください。</p>	<p>No25を参照してください。</p>

No	質問回答 No.	質問事項	回答
27	151	年間給食提供日数が170日以上200日以下にならない場合における「見直し料金の支払いを翌年度の1月から3月の支払いで調整（加減算）する」とのことですが、「見直し料金を当該年度の第4四半期のサービス対価Bの支払いで調整（加減算）」の誤りではないでしょうか。（例えば令和6年度の提供日数に見直しが生じる変動が生じた場合、令和7年度ではなく、令和6年度中に清算を完了させ必要があるため。）	見直し料金は、当該年度の第4四半期のサービス対価Bの支払いで加算、減算します。 但し、当該年度内で見直し料金の調整が困難な場合は、市と事業者で協議を行い、支払い時期を定めます。 事業契約書（案）別紙4-1 55頁を修正します。
28	169	回答において、「什器備品等・車両の調達・搬入設置業務に係る直接請負人等については上記[]内は第45条とし、」と記載頂いておりますが、什器備品等・車両の調達・搬入設置業務は複数の企業で分担する予定でございますため、保証書の範囲から免除または保証書の範囲を各企業の受託業務とさせていただけないでしょうか。	保証書の範囲は、各直接請負人等が受託し又は請け負う業務の範囲とします。
29	169	保証書（案） 什器備品等・車両の調達・搬入設置業務に係る直接請負人等については上記[]内は第45条とし、とございますが、車両の調達において調達方法をリースとする場合は連帯保証が不要だと思われそうですが、そのような理解でよろしいでしょうか。	事業者が直接、リース会社から調達する場合には、保証書は不要とします。直接請負人等がリース会社から調達する場合には、当該リース物件に契約不適合があった場合、履行の追完を行って頂く必要があることから、保証書を御提出ください。
30	169	保証書（案） 什器備品等・車両の調達・搬入設置業務に係る直接請負人等については上記[]内は第45条とし、とございますが、什器備品等を調達する企業は複数に渡り、調理備品や食器・食缶等を調達する厨房設備企業と、机や椅子などの事務備品を調達する企業は別になります。このように複数の企業が調達することになりますので連帯保証となると各社の負担が大きすぎますので、什器備品等は厨房設備企業が調達する調理備品等と、厨房設備企業以外の企業が調達する事務備品に分けて頂けないでしょうか。	No28を参照してください。

No	質問回答 No.	質問事項	回答
31	171	炊き込みご飯の具材（4種程度×1種類平均40kg=160kg）と薬物の確認（330kg）の前日下処理作業が時期によっては重複する日があるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
32	171	回答では時期等により薬物の確認（虫等の付着確認等）（約330kg）も含まれます。とあり、虫等の付着を必要とする野菜は泥が多く付着した状態での納品が予想されますが、虫等を落とす作業や泥落としを行う作業は下処理室では無く検収室側に例えば泥落とし用の部屋などを設置してそこで行うという理解でよろしいでしょうか。	基本的には泥付き野菜の使用は現状想定していませんが、食材によっては泥が付着している場合があります。 虫等を落とす作業や泥落としを行う作業は、検収室側で行うことを想定していますが、泥落とし室等の設置は、事業者の提案に委ねます。
33	171	時期等により薬物の確認（虫等の付着確認等）（約330kg）も含まれます。とありますが、野菜下処理室の薬物類のレーンには洗浄機（高水圧、ジェット水流、気泡洗浄機能のあるものと同等以上の性能の物）を設置を求められておりますが、この洗浄機で虫等の付着確認いわゆる1次洗浄を行う想定でしょうか。それともこの薬物用の洗浄機設置の目的は別にあるのでしょうか。導入する目的や用途についてご教示ください。	1次洗浄を想定しておりますが、それよりも効率が良い方法があれば提案に委ねます。
34	173	(様式31-1)の提案様式枚数を「A4判 2枚以内」からA4判 3枚以内に見直し」とのことですが、当該様式は7月15日公表時点で（A4判 3枚以内）と指定されておりますことから、様式番号を誤っているのではないのでしょうか。ご確認のうえ、枚数変更をされる正しい様式の指定（公表）をお願いします。	誤植です。様式30を「A4判 2枚以内」から「A4判 3枚以内」に見直しています。
35	173	回答において、「（様式31-1）の」と記載頂いておりますが、「（様式30）の」の誤記ではないでしょうか。	No34を参照してください。

No	質問回答 No.	質問事項	回答
36	173	<p>その他修正事項（様式集）</p> <p>（様式31-1）の提案様式の枚数を（A4判 2枚以内）から（A4判 3枚以内）に見直しています。という点以外に、様式30がお題に対するページ数が少ないように見受けられますので（A4判 2枚以内）から（A4判 3枚以内）に見直しをご検討願います。</p>	No34を参照してください。
37	173	<p>その他修正事項（様式集）</p> <p>様式集では「バインダー左綴じ」とありますが、2穴リングファイルは使用可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。
38	173	<p>その他修正事項（様式集）</p> <p>様式集ではファイルの大きさ等は書かれておりませんが、様式22～34-3及び図面集をA4ファイルの1冊にすべてまとめて提出の理解でよろしいでしょうか。それとも図面集はA3ファイルの別冊でしょうか。</p>	図面集はA3ファイルの別冊で提出してください。
39	173	<p>その他修正事項（様式集）</p> <p>様式28では配送計画資料提出が求められていますが、学校数が多いため配送計画だけでもA4判 2枚程度必要になりそうで収まりそうにありません。様式にA3判 1枚追加頂くなどご検討をお願いします。</p>	様式28①については、A4判 2枚以内としておりますが、②に記載している「配送計画資料」は、枚数も含めて任意様式としております。適宜、配送計画の内容がわかりやすいように資料を提示してください。